

## テナント出店規約について

- 1、 出店資格は村内に住所を有し、村内を拠点として活動している団体及び事業所とする。但し、実行委員長が認める事業者は可能とする。
- 2、 出店料は1万5000円とする。(テント代込み) 出店料をテナント会議の際に納めること。  
※1テナント(3.6m×3.6m)(3.6m×7.2m)から適切な大きさを選択。必要なテナントには給排水設備を設置します。
- 3、 商品の価格、品目は明確に表示すること。
- 4、 営業許可証をテナントの見える箇所に表示すること。
- 5、 まつり出店時間中、責任者は常駐すること。
- 6、 名義貸しは禁止します。
- 7、 火気類を扱うテナント出店者は消防の指示に従い、設置等(消火器、ガスなど)を行うこと。
- 8、 営業最終時間は原則として午後5時00分までとします。
- 9、 事故やトラブルが発生した場合には係(商工会)までご連絡下さい。
- 10、 未成年者へのアルコール類の販売は絶対にしないこと。また、児童・生徒に販売もさせてはならない。
- 11、 商品の搬入については、21日(土)午前9時00分までには完了しておくこと。
- 12、 当日は漁港駐車場をテナント出店者の駐車場とし、2台まで許可する。(駐車許可書を配布しますので提示お願いします。)
- 13、 商品の管理については各テナントで責任をもつこと。
- 14、 極力節電、節水に努めることとし、生ゴミ等の垂れ流しはやってはならない。(排水溝のつまり、悪臭の原因となる。)
- 15、 店舗周辺は各自責任をもって清掃し、ゴミについては各自でお持ち帰り下さい。
- 16、 各自のテナント以外での商品の販売は禁止します。
- 17、 その他、出店に関することについては、実行委員会の指示に従うこと。
- 18、 前項の条件に違反していると認められたときは、出店をただちに取消すものとする。尚、出店料については返還しない。
- 19、 食券の換金は翌々日から2週間以内に事務局(産業振興課内)で換金すること。それ以降については認めません。※印鑑をご持参ください。
- 20、 裏面の「感染症対策について」を熟読し、対策をお願いします。

注意事項 ・食品を扱う場合には保健所の簡易営業許可証が必要です。許可証の

ない方は早めに保健所に申請手続きを済ませて下さい。許可証のない方の出店は一切認めません。

- ・酒類についてはやんばる酒造の酒だけにすること。
- ・正当な理由がなく、テナント会議に出席のない場合は出店申し込みを取り消す場合があります。

※テナント会議日時：令和4年12月20日（火）午後6時～

場所：大宜味村役場 つどい室

### **産業まつりテナントにおける感染症対策について**

各テナントごとに感染症対策をお願いいたします。

- ・マスクの着用の徹底、営業前の検温、こまめな手指の消毒をお願いします。
- ・当日の検温については、各テナントへ名簿を配布しますので、氏名と体温を記入の上、本部へ提出をお願いします。
- ・体温が37.5度以上の方は勤務をご遠慮ください。
- ・飲食を提供する出店者は、手袋を着用してください。
- ・大声での案内はできるだけ行わないようにご協力ください。
- ・お客様との距離を保った接客を心がけてください。
- ・お客様用のアルコール消毒液を設置してください。
- ・接客の際には必ずマスクを着用してください。